

# 博 多 警 固 所 考

佐 藤 鉄太郎

## A Study of Hakata Kegosyo

Tetutarou SATOU

(1993年12月27日 受理)

### はじめに

西日本随一の繁華街である福岡市天神の南側に警固神社がある。境内に一步足を踏み入れると周辺の繁華街の雑踏が嘘のように静かな樹木に囲まれた地である。警固神社は警固大明神を祀った神社である。警固大明神とは「神直日命、大直日命、八十粁津日命」の三神であり、三神は軍隊を警固して勝利をもたらす神であるとされる。謂ば戦さの神である。また、警固神社から西の方に500メートル程の地に警固という地名がある。貝原益軒の筑前國續風土記に「・・・今按に、警固と名付しは古此地に警固所有し故、其所にまします神なれば、名付侍りしにや」<sup>1)</sup>と、あるように警固の地名は往にしえの博多大津にその警固、守りのために設けられた博多警固所に由来している。博多警固所の祭神が警固大明神である。往にしえの古代の博多警固所に因んだ地名の警固と博多警固所の祭神を祀った警固神社が西日本一の繁華街の福岡市の都心近くに存在しているのである。古代に新羅の兵寇等に備えて設けられた博多警固所に因む警固という地名と、その祭神である警固大明神を祀った警固神社が現代に伝えられていることに大陸に臨んだ博多の歴史の古さとその歴史的位置、役割を物語っている。

そのような博多警固所は何処に所在したのであろうか。「(博多) 警固所の遺跡は、市街地の中に埋没していると思われる」と、述べられた人もいるが、実際はどうであろうか。また、博多警固所はどういう役割、機能を有していたのであろうか。博多警固所の実像はほとんど明らかでないが、博多警固所の実像に逼ってみる。

### (1) 鴻臚館の武装化

貞觀十一年六月十五日辛丑，・・・大宰府言，去月廿二日夜，新羅海賊乘艦二艘，來博多津，掠奪豊前國年貢絹綿，即時逃竄，發兵追之，遂不獲賊<sup>2)</sup>

貞觀11（869）年5月22日夜、新羅の海賊船が2艘博多津に侵入し、豊前国の年貢の絹綿を掠奪し逃走するという事件が発生し、兵を発して新羅の海賊船を追っ掛けるも逃走されてしまうという事件が発生した。

貞觀十一年十二月十四日丁酉，遣使者於伊勢大神宮奉幣，告文曰，・・・大宰府度々言上須良久，新羅賊舟二艘，筑前國那珂郡乃荒津爾到來天，豊前國乃貢調船乃絹綿乎掠奪天，逃退多利，又廳樓兵庫等上爾，依有大鳥之恵天ト求爾，隣國乃兵革之事可在<sup>3)</sup>

更に同年、大宰府の廳樓や兵庫の上に大鳥が現れるという怪異な現象があり、これらのこととは隣国新羅の日本への兵寇の萌とみられた。しかし、このような日本への兵寇の萌に対しても、「我朝久无軍旅久專忘警備多利」<sup>4)</sup>と、日本側は長期に渡って平安がつづき戦争の経験がなく侵略に対する備えがない有様であったという。

貞觀十一年十二月五日戊子，・・・大宰府言上，往者新羅海賊侵掠之日，差遣統領選士等，擬令追討，人皆懦弱，憚不肯行<sup>5)</sup>

新羅の海賊が博多津で侵掠した日、統領、選士を遣して追討せしめようとしたが、これらの統領、選士は皆臆病で追討に行くことを拒否してしまったようである。

因に統領、選士が大宰府に設置されたのは天長3（826）年である。

太政官符

應廢兵士衛卒事

選士一千七百廿人 分爲四番，>別役卅日，  
年役懸九十日，

府四百人 先依官符置

九国二嶋 一千三百廿人

右，得大宰府奏狀稱，兵士名備防禦，實是役夫，其窮困之體，令人憂煩，屢下嚴勅，禁制他役，時代既久，會無遵行，其故何者，兵士之賤無異奴僕，一人被點一戶隨亡，軍毅主帳校尉旅帥，各爲虎狼，・・・解却兵士，停廢軍毅，更擇富饒遊手之兒，名曰選士

選土統領卅二人

府八人 番別一人

六国各四人 番別一人

三国二嶋各二人 番別更上

右，同前奏狀稱，隊伍之整，必資領師，今商量依件置之，號曰統領，准陸奧國軍毅

衛卒二百人

右，同前奏狀稱，此府者九国二嶋之所輻湊，夷民往來，盜賊無時，追捕拷掠，可有其備，加以兵馬廿疋，飼丁，草丁，貢上染物所，作紙所，大野城修理等，舊例皆以兵士充，今商量，置此二百人，充件雜役，・・・

天長三年十二月三日<sup>6)</sup>

天長3年，大宰府の兵士，軍毅を廃し，選土，選土統領，衛卒を置いた。兵士は名目は外国の侵寇に対する防禦に備えるものであるとするが，実状は労役に従事させられている人夫の有様であり，生活に困窮している状態は人々を苦しめ悩ませ，兵士役としての本来の役以外を禁止して長くなるが今までそれが守られたことがない。そのために兵士，軍毅を止め，「富饒遊手」の子弟を選んでこれに変え選土と名づけた。

選土は九州で1千7百20人とし，大宰府に4百人，九国2島に1千3百20人とした。また，選土の「隊伍之整，必資領師」として統率にあたる選土統領を総てで42人，内訳は大宰府8人（番別1人），六国各4人の24人（番別1人），3国2島各2人の10人を置いた。更に大宰府の兵馬20疋や大野城修理等に舊例は皆兵士を充てていた雜役のために衛卒200人を置いた。以上のように天長3年，大宰府は実体のない兵士，軍毅を廃止し，それに変えて選土，選土統領，衛卒を置いた。

話を元に戻すが，このように実体のない兵士，軍毅を廃しそれに変えて置かれた選土，選土統領も役に立たなかつたようである。

貞觀十一年十二月五日戊子，大宰府言上，往者新羅海賊侵掠之日，差遣統領選土等，擬令追討，人皆懦弱，憚不肯行，於是調發俘囚，御以膽略，特張意氣，一以當千，今大鳥示其恠異，龜筮告以兵寇，鴻臚館并津厨等，離居別處，无備禦侮，若有非常，難以應猝，夷俘分居諸國，常事遊役，徒免課役，多費官糧，請配置處分，以備不虞，分爲二番，番別百人，每月相替，交相駆薦，・・・宜簡監典有謀略者，令其勾當，并統領選土幹事者，以爲其長，・・・又以百人爲一番，居業難給，轉餉多煩，宜五十人爲一番<sup>7)</sup>

新羅の海賊船が博多津を侵掠した時，統領，選土を派遣して追討しようとしたが，選土等は「懦弱」と，臆病で，畏れて追討に行くことを承知しなかった。大宰府はこのような臆病で役に立たない選土の実状のために改めて俘囚を調發して配置した。俘囚は「御以膽略，特張意氣，一以當千」と，大変勇氣があって思慮にも富む一騎當千の強剛の者であった。これらの俘囚を2番に編成し，1番は100人の要員構成にし，月毎の交替で駆役し，統領選土幹事をもってその長とした。更に100人をもって1番の要員を編成するのは居業難給くと，つまり，兵糧の補給についても障害が多いために50人をもって1番とするようにした。

このような選土に変わる俘囚の配置の目的は博多津を新羅の海賊船から侵掠されたためであり，大宰府の兵庫，廳樓に大鳥の怪異があり，新羅の兵寇が告げられたためである。新羅の兵寇の最も有力な対象が博多津であることは言う迄もないであろう。即ち，博多津への侵掠，博多津への兵寇に対する対策として選土に変えて俘囚が配置されたのである。そして「鴻臚館并津厨等，離居別處」と，鴻臚館・津厨等は大宰府から離れて，大宰府と所在が別處にあり，もし非常な事態になれば，「无備禦侮」と，外敵の来襲を防ぎ，擊退させるにはその備は無く，急に対処できない状態であった。つまり，俘囚を配置する目的は大宰府の防衛のためが第1義ではなく，大宰府と離れて別處にある鴻臚館并津厨等の守備が第1義の目的であり，更にはこれらの施設が所在する博多津を新羅からの侵掠や兵寇から守ることが第1義であるとしているのである。

貞觀11年12月13日，從5位上右近衛少將兼行阿波介坂上瀧守が右近衛少將兼大宰權少貳に任せられた<sup>8)</sup>。坂上瀧守は坂上鷹養の孫であり，氏勝の子である。坂上瀧守の先祖は世々弓馬を事として，代々武を尊ぶ家柄の将種として知られており，瀧守の祖父鷹養の兄弟には征夷大將軍の坂上田村麻呂がおり，鷹養，田村麻呂の父は坂上苅田麻呂で

あり、陸奥鎮守府將軍等に任せられ、武勇で世に知られた人物である。坂上瀧守も幼少の時から武芸を好み、弓馬に熟練し、よくその任にたえて家風を堕さなかった人物である。

新羅の海賊船が博多津で大宰府の貢綿を掠奪したり、新羅の兵寇の萌があつたために「備之後拒、兼宰警固」と、守備の兵を備えるとともに、博多津の警固を宰さどらせるために武芸の名門の出身であり、武芸に秀いでた坂上瀧守を特に選んで大宰權少貳に任じて勅遣したのである。坂上瀧守が大宰權少貳に任じられたのは大宰府そのものの軍事的強化のためではなく、直接的には博多津の警固のためであり、博多津の警固が大変重視されたあらわれである。

坂上瀧守は大宰府に着任すると、

是日瀧守奏言、所以置選土設甲冑者、本爲備警急、護不虞也、謹檢、博多是隣國輜輶之津、警固武衛之要、而墺與鴻臚、相去二驛、若兵出不意、倉卒難備、請移置統領一人・選士卅人・甲冑卅具於鴻臚、又謹檢、承前選士百人、毎月番上、今以尋常之員、備不意之禦、恐機急之事、實難支濟、請例番之外、更加他番統領二人・選士百人<sup>9)</sup>

博多は「博多是隣國輜輶之津」と、近隣諸国から人々が沢山集まつてくる津であり、従つて、「警固武衛之要」と、武力で厳重に守らなければならない最も重要な地であるとしている。しかし、「而墺與鴻臚、相去二驛、若兵出不意、倉卒難備」と、墺=大宰府と鴻臚館の地は2駅の距離で離れた地にあり、もし万が一突然に兵を出さなければならぬようなことがあればにわかにその準備はできにくく。このような理由から「移置統領一人・選士卅人、甲冑卅具於鴻臚」と、大宰府から鴻臚館に統領1人・選士40人、甲冑40具を移した。更に坂上瀧守は「承前選士百人、毎月番上」と、前に選士100人を毎月交代で勤務させているが、「今以尋常之員、備不意之禦」と、現在は通常の人員で機急の場合の守りを勤めさせているため、「例番之外、更加他番統領二人・選士百人」と、通常の勤務の選士の他に、更にそれにつけて加えて他番の統領2人と選士100人の増員を請うた。坂上瀧守は博多津は「隣國輜輶之津」であり、そのために「警固武衛之要」であるとし、博多津が我が國に於ける軍事上の最重要地の一つであることを指摘しているのである。そして、博多津の防衛のために大宰府から2駅離れた鴻臚館に大宰府から統領1人、選士40人、甲冑40具を移した。また、その鴻臚館に選士100人が毎月交代で勤めているが、それは通常の状況での編成動員であつて、機急の場合の守りにあてるためにはそれでは不足するとして鴻臚館に通常の番以外に統領2人・選士100人の増員を請うた。これらの増員される統領・選士が「隣國輜輶之津、警固武衛之要」である博多津の警固、守りのためであることは言う迄もない。

貞觀十二年正月十五日戊辰、勅命大宰府、遷置甲冑百十具於鴻臚<sup>10)</sup>

更に翌年の貞觀12年正月15日、甲冑110具を大宰府から鴻臚館に移している。前年の貞觀11年大宰府から鴻臚館に統領1人・選士40人、甲冑40具を移したのに続き、またも、甲冑110具を大宰府から鴻臚館に移したのである。このような大宰府から鴻臚館への統領、選土、甲冑の移動は鴻臚館そのものの警固、守りのためが第1義ではなく、博多津の警固、守りのためにおこなわれたのである。

鴻臚館に多数の選土、俘囚が分番し、甲冑が置かれて鎮戍しているのは鴻臚館が博多津を警固、守るための城としての機能を有していたことを物語っている。従来、鴻臚館は外国からの使節を受け入れ接待する施設、遣唐使や遣新羅使を宿泊させる施設、貿易のための商客のための施設として考えられてきた。

しかし、以上にみてきたように多数の選土、俘囚を分番せしめ、多数の甲冑を配置した鴻臚館は博多津を警固、守るための施設でもあり、単に外国の使節を接待する客館としての施設、遣唐使、新羅使の宿泊施設、貿易のための施設であるだけでなく、軍事的機能を有している城としての施設でもあるのである。また、「府之備隣敵、其來自逸代」とあり、大宰府が外国からの敵の侵寇に備えたのは、遠いはるかな昔からであるとしているのであり、従つて、博多津の警固、守りのための施設として鴻臚館が設置された地に軍事的機能を有した城が築かれていたのはかなりの昔からの時期であったのであろう。

## (2) 博多警固所の成立

博多津の貢綿船を貞觀11年新羅の海賊が掠奪してから「自斯遷運甲冑、安置鴻臚、差發俘囚、分番鎮戌、重複分置統領選土、備之警守」<sup>11)</sup>の状態であり、そのための所用の糧米や朝夕資給の米鹽に支障ができたので、貞觀15年12月大宰府は筑前国の女子の口分田の100町を割いて公営田を設置し、「須分置一百町、名警固田」と、100町の警固田をつくった。

鴻臚館に増強された甲冑、分番する俘囚、分置された統領選土の維持のために警固田100町が設置されたのである。注目されるのは大宰府から移置された甲冑、分番の俘囚、分置された統領選土は鴻臚館に置かれた。にもかかわらず、設置された公営田は鴻臚館の維持のための田地としてではなく警固田として、即ち、博多津の警固、守りを維持する

費用を得るために設置されているのである。鴻臚館の本来の役割はあくまでも蕃客所としてである。にもかかわらず設置された公営田は蕃客所としての役割を担う鴻臚館全体の機能を維持するための公営田ではなく、鴻臚館の一機能である博多津の警固、守りに限られた役割を維持するための公営田である。

#### 太政官符

##### 應加置博多警固所夷俘五十人事

右、得大宰府解稱、少貳從五位上清原真人令望牒稱、檢案内、太政官去貞觀十一年十二月五日符稱、夷俘五十人爲一番、且宛機急之備者、而今新羅凶賊、屢侵邊境、赴征之兵、勇士猶乏、件夷俘徒在諸國、不隨公役、繁息經年、其數巨多、望請言上、加置數、練習射戰、將備非常者・・・<sup>12)</sup>

大宰府は寛平7(895)年、太政官に請うて「加置博多警固所夷俘五十人」と、博多警固所に夷俘50人を増置した。理由は「今新羅凶賊、屢侵邊境」と、新羅の海賊等がしばしば侵寇するためである。先にみたように貞觀11年12月5日、大宰府の廳樓兵庫に大鳥の怪異があり、新羅の侵寇するを告げたり、新羅の海賊船が博多津の大宰府貢綿船を侵略したため、博多津の警固、守りのために鴻臚館に夷俘を「分爲二番、番別百人、毎月相替、交相駆役」と、2番に分けて、番別100人、合計200人の夷俘を配置した。ついで、貞觀11年12月28日、坂上龍守が大宰權少貳として赴任すると統領1人、選士40人を鴻臚館に移し置き、また、例番の外に統領2人、選士100人を増員することを請うて、それを鴻臚館に置いた。

以上の外に更に寛平7年3月、博多警固所に夷俘50人を「加置」と、増置したのである。この「加置」かれた夷俘50人は言う迄もなく、先の貞觀11年12月5日鴻臚館に置かれた200人の夷俘に加えて置くということである。寛平7年博多警固所に新しく置かれた夷俘50人は、貞觀11年鴻臚館に置かれた夷俘200人に「加置」と、それに増員されたのであり、博多警固所は鴻臚館からの引継であることを示している。このことは博多警固所が鴻臚館の博多津についての警固、守りの役割部門を引き継いだものであることを示している。

博多警固所の名称は、寛平7年のこの史料が初見である。そして博多警固所は以上のことのみられるように鴻臚館の博多津についての警固、守りの役割をひきついで成立したものである。貞觀15年12月、大宰府は鴻臚館の博多津についての警固、守りの役割部門のみを維持するために警固田100町を設けたことは先にみた。この頃、鴻臚館から博多津の警固、守りの役割を担当する部門の分離が図られ、博多警固所の成立となったものであろう。ただし、博多警固所に置かれた夷俘50人は先に鴻臚館に置かれた夷俘200人への増員であるとされていることは、博多警固所が成立しても、博多警固所と鴻臚館が今だに一体であること、同一の施設であること、そして博多警固所が鴻臚館内の同じ敷地に存在する施設を引き継いだものであることを示しているであろう。新しく発足した博多警固所は鴻臚館と同じ敷地に存在し、同じ施設内に存在しているのである。

### (3) 博多警固所の機能と構造

刀伊の入寇については、いいふるされているが、あらましを述べてみよう。藤原実資がその日記「小右記」に大変詳しく記している。小右記の記すところについて刀伊の入寇をみてみる。

寛仁3(1016)年4月7日、刀伊が博多湾に襲来した。刀伊は博多湾に襲来する前、対馬島を攻略し、ついで壱岐島を襲った。壱岐島の講師常覚の大宰府への報告によれば、島司の壱岐守理忠は殺害され、島内の人々は皆殺され、独り常覚のみ逃げることができたという。そして常覚が大宰府に事情を報告しているその日のうちの7日には刀伊は筑前国怡土郡に襲来し、志摩郡や早良郡等を掠奪して人を奪い、民宅を焼いた。刀伊の船は長さ12箇尋(18m)或は8~9尋であり、一船に3~40程の櫂があり、5~60人が乗り込んでいた。戦う時は2~30人が刃物を耀やかせて船から陸上に走り上がり、ついでその後に弓矢を帯びて楯を背負った7~80人ばかりが従っていた。藤原実資はまた小右記の別の記事では、刀伊は戦場では人毎に楯を持ち、前陣は鉾を持ち、次陣は大刀を持ち、次陣の弓箭は長さは1尺ばかりで、大変威力があり、楯をつき通して、楯をかざした人に射たとも記している。このような隊が10~20隊で、山野に充満した。そして牛馬を斬食し、犬を屠してその肉を喰った。老人は子供とともに皆斬殺され、働き盛りの男女は獲えて船に押し籠めた。その数4~500人。また、あちこちの穀物や米の類を奪って運び取った。被害は、

筑前国志摩郡が殺害された者112人、獲えられた者435人の計547人、牛馬74疋頭。

早良郡が殺害された者19人、獲えられた者44人の計64人。その男女の内訳は男24人、女40人、牛10頭、馬9疋、切食された牛馬6疋<sup>13)</sup>。

怡土郡では殺害された者49人、その内訳は男・童43人、女6人である。獲えられた者216人、その内訳は男38人、女・童178人の計265人である。牛馬は33疋頭、その内訳は牛16頭、馬18疋であった。

## 刀伊の入寇の被害一覧

	殺害された者	獲えられた者	計	牛	馬	計
志摩郡	112	435	547			74
相良郡	19	44	(ママ) 64	10	9	19
怡土郡	49	216	265	16	18	(ママ) 33
能古島			9	24	44	68
壱岐島	148	239	387(+ 1)			
対馬島						
銀 穴	18	116	134			
上 県 郡	9	132	141			
下 県 郡	107	98	205			
計	134	346	480	117	82	199
総 計			1752(+ 1)			393

注 1 相良郡の被害者は殺害された者19人、獲えられた者44人で合計63人となるが、小右記の合計は64人としている。小右記の計算違いであろうがそのまま記す。

2 相良郡の牛馬の被害は牛10頭、馬9疋であり、そのうち切食われた牛馬は6疋である。つまり牛馬の被害は19疋頭である。しかし、川添昭二編 福岡県の歴史 光文館 179頁は相良郡の牛馬の被害を6疋とのみ記している。また、博多学3 海が語る古代交流 朝日新聞社福岡総局編 116頁も6疋と記している。

小右記は「早良郡人六十四人男廿四人、女四十人、牛十頭、馬九疋、被殺害者十九人」と、記しているので、相良郡の牛馬の被害は6疋ではなく、19疋であろう。福岡県の歴史で被害数とされている6疋は牛馬の被害の全てではなく、6疋は被害の一部分である。

3 怡土郡の牛馬の被害について、小右記は「牛馬卅三疋頭、牛十六頭、馬十八疋」と記しており、牛、馬の数の合計は34疋頭となるが、小右記は合計数を33疋頭とし、小右記の統計は合わない。小右記の計算違いであるが、小右記の記載通りの数字とする。

4 壱岐島の計の蘭の(+ 1)は壹岐守藤原理忠である。

5 博多学3 海が語る古代交流 朝日新聞社福岡総局編 114頁は、対馬島の殺害された者、獲えられた者の合計数を380人としているが、これは480人の間違である。

能古島では殺害された者9人である。その内訳は女6人、童3人。牛馬は馬44疋、牛24頭であった。

壱岐島では守の藤原理忠が殺害され、その他殺害された者は148人である。その内訳は男44人、僧16人、童子29人、女59人が殺害された。獲えられた人は239人であり、35人はおき去りにされた。

対馬島では銀の鉱山が焼損し、同鉱山で殺害された者18人、獲えられた者116人の計134人であり、その内訳は男33人、女56人、童28人、童女83人であった。

上県郡では殺害された者9人、獲えられた者132人で、その内訳は男39人、女・童93人であった。

下県郡では殺害された者107人、獲えられた者98人で、その内訳は男38人、女・童68人であった。

対馬島だけで殺害された者382人、その内訳は男102人、女・童280人に及ぶ。その他住宅45宇が焼亡し、牛馬199疋頭が刀伊のために切喰された。その内訳は馬82疋、牛117頭であった<sup>14)</sup>。

筑前国、壱岐島、対馬島を合わせた損害は、殺害された者、獲えられた者は壱岐島守藤原理忠を含め合計して1753人、牛馬は全てで393疋頭にも及んだ。

話を元に戻すと、以上のような多大な被害を与えた刀伊は同年4月7日、博多湾に襲来すると、能古島を占拠した。同島を占拠した刀伊は

但異國八日俄來著能古島、同九日亂登博多田、府兵忽然不能徵發、先平爲忠、同爲方等爲帥首、馳向合戰、異國軍多被射斃<sup>15)</sup>

「同九日亂登博多田」と、9日博多田=博多を攻めようと同地に向かって乱れ登ったとあり、刀伊は博多を侵寇しようとしたのである。このように博多を攻めようとして刀伊に対して、藤原隆家等がそれを阻止しようと戦った。

府解文云、刀伊國擊對馬、壱岐等嶋 對馬守遠晴參府申事由、壱岐守理忠被殺害、又筑前國乃古島、警固近々所云々示彼賊多來、不可敵對、其迅如隼云々、帥率軍到警固、可合戰云々、  
參入道殿、即始謁、被談大宰府言上刀伊國兵船事<sup>16)</sup>

藤原実資は大宰府からの報告書にもとづいて小右記に以上のように記している。それによれば「筑前國乃古島、警固近々所云々」とあり、「乃古島」=能古島の所在する位置について「警固近々所」と記している。これは当時の記録にはよくみられることであるが、本来は「警固所近所」と記すべき文を誤記したものであろう。とすれば能古島は警固所の近所である。逆に言えば警固所は能古島の近所に位置しているのであり、また、先にみたように博多に乱登る刀伊を押さえる場所に位置しているのである。つまり、博多警固所は能古島と博多との間に位置し、更に能古島からみても博多を押さえる位置に所在しているのである。このような博多警固所の位置が現在の鴻臚館遺跡が所在する

福岡城址の位置であることは言う迄もないであろう。そしてこの博多警固所に、「帥率軍到警固，可合戦云々」と、帥=藤原隆家が兵を率いて博多警固所に到り、刀伊と戦わんとしてた小右記は記しているのである。周知のことであり、言う迄もないことであるが、藤原隆家は藤原道隆の子であり、藤原道長の甥である。刀伊の侵寇に際して刀伊を撃退するために大宰帥の藤原隆家は兵を率いて博多警固所に到ったのである。博多警固所は鴻臚館の博多津についての警固、守の役割の部門を引き継いだものであり、博多警固所と鴻臚館とは一体であることは先にみた通りである。その博多警固所は1016年の刀伊の侵寇当時も博多津の警固、守りとしての施設、機能を保っていたことを物語っている。そのために藤原隆家は能古島から博多津を侵寇しようとした刀伊に対してこの博多警固所に到り、その侵寇を防ごうとしたのである。博多警固所は能古島からみても博多津を押さえる位置にあるだけでなく、その地は鴻臚館遺跡が所在する福岡城址の地であり、この地が博多津の警固、守りに最も適した地であることは言う迄もないであろう。

小右記が博多警固所について記すところをもう少しみてみよう。

同八日（刀伊国賊徒）移來同國那珂郡能古島，重録在状言上又了，但彼郡人民，或迷鬪戰，或爲賊虜，飛驛言上之前，不申子細也，以前少監大藏朝臣種材・藤原朝臣明範・散位平朝臣爲賢・平朝臣爲忠・前監藤原助高・僕仗大藏光弘・藤原友近等，遣警固所，令相禦，同九日朝，賊船襲來，欲燒警固所，距却之間，奮呼合戰，其間中矢者十餘人，賊徒遂不能前戦，還着能古島<sup>17)</sup>

藤原隆家は、「以前少監大藏朝臣種材，・・・」と、前少監大藏朝臣種材等を、「遣警固所，令相禦」と、博多警固所に派遣して刀伊の侵寇を防がしめた。そして、その藤原隆家等の拠る博多警固所に対して、「同九日朝，賊船襲來」と、刀伊は4月9日の朝、船に乗って襲来し、「欲燒警固所」と、博多警固所を焼き払おうとしたとある。小右記は刀伊が博多警固所を焼き払おうとしたと記していることからすれば博多警固所は刀伊が焼き払おうとするような攻撃の対象となる建物等の施設があったことを物語っている。博多警固所は小右記の以上の記述から判断する限り、刀伊の侵寇を防ぎ、博多津の外敵の侵寇を防ぐ警固、守りの機能を十分に保有した施設である。また、博多警固所の具体的な施設としては叙上のように建物等の施設があったことは明らかである。更に刀伊が能古島から船に乗って博多津に侵寇しようとした時、まず博多警固所を襲ったことは能古島の刀伊からも博多警固所が博多津を押さえる同津の警固、守りの施設であることが一見して明らかな外観をしていたためであろう。即ち、博多警固所は十分に城としての外観を有していたためであろう。藤原隆家等が博多津に侵寇しようとした刀伊を博多警固所に拠って禦ぎ、また、博多警固所は十分にその機能を発揮した。このように博多警固所は十分に博多津の警固、守りの機能を有していただけではなく、外観も一見して判る程城としての形状をしていたものと思われる。

この時期の城の構造は大野城、基肄城にみられるように山の頂きの尾根を利用して長く続く土塁と石垣で築かれていることは周知の通りである。博多警固所は大野城や基肄城が存在しているような山の頂きにではないが、鴻臚館遺跡が存在する福岡城跡の丘陵に所在し、大野城や基肄城と同様に石垣、土塁を備えた構造と外観をしていたのである。

肥後国の御家人竹崎季長が描かせた蒙古襲来絵詞に

おきのはまにくんひやうそのかすをしらすうちたつ，・・・いそくあかさにちんをとるにつきて，一もんの人々あひむかかに，・・・<sup>18)</sup>

たけふさに，けうどあかさかのちんをかけおとされて，・・・<sup>19)</sup>  
と、記されている。

蒙古が襲来した文永の役に蒙古軍を陣を布いたのは、「いそくあかさかにちんをとるにつきて」「けうとあかさかのちんをかけおとされて」と、記されているように赤坂であり、この赤坂の地は鴻臚館遺跡が所在する福岡城跡であることは言う迄もない。蒙古軍が文永の役で鴻臚館遺跡が存在する地であり、また博多警固所が存在する地でもあるこの地に陣を布いたのは、この地が博多を攻略するのに最も適した地であるからに外ならないからである。逆に言えば博多津を押さえるにもこの地は最も適した地であるのである。

慶長五年 黒田長政公、初て此國を領し給ひ、其年十二月入国し、先名島の城に住給ふ。・・・如水公と相議し、別に城郭によろしかるべき地を、處々見そなはし、終に那珂郡警固村の境内、福崎と云所におみて、あらたに城地を經營して、山に依て城を築き、堀をほり廻し、郭を構へ、要害堅くし給ふ<sup>20)</sup>。

後世、黒田長政が大名として筑前国に入国すると（父如水と図って）領国支配の拠点として城を築き、福岡城としたのがこの地である。黒田長政の父如水は姫路城、大坂城、名護屋城等、名城と賞された城の築城にかかわった人物であり、この人物が選んだ地がかつて博多警固所、鴻臚館が所在した地である。このことからも鴻臚館、博多警固所は城として博多津を警固、守るのに最も適した地であることを示しているのである。古代の城は大野城や基肄城のように山上に石垣や土塁を備えて築かれたとされているが、博多津の警固、守りのために置かれた鴻臚館、博多警固

所が所在した福岡城跡の地が以上の例にみられるように博多津の警固、守りのための施設を設置するためには最も適した地であることは明らかであろう。

#### (4) 博多警固所の所在地の地形

博多警固所は鴻臚館から分離して成立したものである。その博多警固所は福岡城跡のどこに所在していたのであるか。その前に博多警固所が所在していた福岡城跡の本来の地形はどのようなものであったろうか。福岡城が築かれる前の鴻臚館、博多警固所の頃の地形についてみてみよう。

現在の福岡城跡の地形は西に大濠、北に市街地をはさんで海、東は市街地がつづく平坦地であり、南は国体道路を隔てて桜坂一帯の丘陵地に面している。こうした現在の地形から鴻臚館、博多警固所当時の地形を復元してみる。

① 福岡城跡の西側は現在大濠公園であり、広々とした大濠公園の池が広がっている。この大濠公園一帯は福岡城築城当時は入り江であったという。博多湾から深くはいり込んだ入り江が福岡城の西側にあった。それを福岡城の西側の大濠として利用したのだという。逆に言えば福岡城跡のある丘陵は博多湾からの入り江に沿って深くつき出た半島状の丘陵である。

② 福岡城の北側は現在市街地をはさんで海に面しているが、この市街地も福岡城築城の時、海を埋めて整地して形成したという。福岡城跡が所在する丘陵が海に面して崖をなしてつき出し、その先端より少し平坦な地があつて汀線となっていたであろう。

③ 福岡城跡の東側は現在平坦な市街地が続いている。福岡城跡の東端の現在福岡地方裁判所等が所在する地は、江戸時代家老の吉田の上屋敷があったところであるが、この地を中心とした地域の地盤は自然の地山であり、福岡城を築く時に少々削平されたかも知れないが、市街地よりも若干の高地となっている。また、福岡城跡の東側の市街地が形成されている地は当時かなり海がはいり込んでいたのではなかろうか。

④ 福岡城の南側は如何なる地形であったろうか。貝原益軒は筑前國續風土記で以下のように記している。

又、城の南方は、赤坂山より本丸の山につゝきて、要害のためあしかりしかは、山をほり切て隣<sup>ほり</sup>とし、隣の南の山をならして平にす<sup>21)</sup>。

福岡城の南の方は赤坂方面の山地と本丸の地の山とが続いていた状態であった。このような山つづきの地形は城の要害のためには悪いので、本丸の山と続いていた赤坂方面の山地と、本丸の地の山とをほり切ってその間を濠とし、また、濠の南の方の山をならして平にしたとしている。福岡城の高所の本丸の地と、城外の南の方の山地とは山つづきであったが、その間をほり切って濠としたとしているのである。貝原益軒は福岡城の築城に際して以上のような工事がおこなわれて現在のような福岡城跡の南側の地形が形づくられたとしている。貝原益軒の筑前國續風土記のこの記述は福岡城の築城の工事の記述としてよく引用され、現在では完全に信用されて疑う人は全くなく、この記述のとうりに流布している。貝原益軒は江戸時代の日本有数の高名な学者である。そしてその貝原益軒が著した筑前國續風土記は福岡地方や筑前地域の歴史研究家にとってはバイブル的な存在である。高名な貝原益軒が著した著書であるが故に筑前國續風土記の記述はそのまま何の疑いもなく引用されている。この福岡城の南側の部分の工事についても筑前國續風土記の記述がそのまま流布し、歴史家の常識となっている<sup>22)</sup>。

しかし、貝原益軒が述べているように福岡城の南側は桜坂の方の丘陵地とつづいていた山を切り離して築城されたのであるか。標高30m前後の山つづきの山地を切り離す工事は当時として大土木工事である。

福岡城の縄張りや郭の構造を見てみると郭の構造は正確に長方形、正方形の形をなさず、かなり不整形の形をしている。また、郭の高低の位置も一率ではない。天守台の南側の郭は正確な方形をなしているのではなくかなりいびつな形状である。天守台の北側の本丸の郭の形状も正確な長方形とはほど遠いかなりいびつな不整形である。南の丸の郭の形状も、2の丸の郭の形状も、東の丸の郭の形状もしかりである。また、天守台をはさんでその南側の郭と北側に所在する本丸の郭の高さとはかなり異なっている。更に本丸の西側にはかなり長い蒂郭状の郭が設けられている。

郭の形や高さは基本的には天守台とそれが所在する本丸を中心として構成されるのが築城の基本であり、その基本を福岡城は忠実に守っているのであるが、福岡城の郭が不整形の構造をしていることや隣接する郭に高低差があるのは何故であろうか。また、本丸の西側に長い蒂郭状の郭が設けられているのは何故であろうか。

福岡城の縄張りの方法は縄張りをする時、地形を或る程度は整えるが、むしろ地形を大きく変える程の工事を行うのではなく、地形に合わせて縄張りを行っているために郭の形が不整形になってしまったことを示している。天守台をはさんで本丸の天守台の南側と北側とでは本丸の郭の高さが異なっているのは、縄張りをする以前の自然の地形が、最高所の天守台をはさんで南側の地形が高く、北側の地形が低かったためであろう。また、本丸の西側辺は急斜面で

あり、2の丸の石垣をそのまま本丸の高さまで築くには大工事となるために、石垣を2の丸の下から直接本丸の高さまで高く築くことをせずに、石垣を2段に分けて築き、そのために帯郭状の郭を設けざるをえなかつたのである。即ち、福岡城の築城の縄張りは自然の地形を利用して、もとの自然のままの地形に合わせる形で郭が構成されているのである。

従って、現在の福岡城が所在する地域の地形は築城によって大きく変わってはいないと考えられる。ほぼもとの築城以前の地形が基本的には残っているとみることができる。城郭の築城には大工事がおこなわれ、地形を大きく変貌させてしまうかの様な話がよく伝えられているが、このような話は実状にほど遠い伝説の類が多い。福岡城の南側についてても築城にあたってはある程度の工事は行つたであろうが、貝原益軒が筑前國續風土記で記しているようにつづいていた山を切り離すような大土木工事が行なわれたということは考えられないであろう。

福岡城の南側はほぼ現在の地形と同じように福岡城の地域の丘陵地が、南の桜坂一帯の丘陵地と切り離されており、福岡城の地は半島状の独立した丘陵状であったのであろう。福岡城の独立丘陵状の地と南の桜坂の丘陵との間は山の尾根つづきで続いていたのではなく、鞍部の状態の地形であったと思われる。

蒙古襲来絵詞に次のような記述がある。

たけふさに、けうとあかさかのちんをかけおとされて、ふたてになりておほせいはすそはらにむきてひく、こせいはへふのつかはらへひく、つかはらよりとりかひのしほ囮かたをおほせいになりあはむとひくをおかくるに<sup>23)</sup>、

蒙古襲来の文永の役の時、赤坂、現在の福岡城跡の丘陵に陣を布いていた蒙古軍は肥後国菊池武房に追い陥され、多数は龜原へ、小人数は別府の塙原の方に逃げ出していく。龜原は福岡城跡のほぼ真西の方向であり、別府の塙原は西南西の方向にあたる地である。別府の塙原に逃げた蒙古軍の小人数は多数が逃げた龜原へ合流しようとして別府の塙原から鳥飼潟の塩屋を横切って龜原の方に再び逃げた。肥後国御家人竹崎季長は主従5騎でそれを追っかけて合戦となつたことを記しているのである。竹崎季長は肥後から箱崎に到着、箱崎から博多澳浜、住吉神社の前を通つて赤坂に陣を布いていた蒙古軍を討つために、赤坂に向かっていたのである。赤坂の蒙古軍が菊池武房に追い陥されたのでその追い陥されて逃げた蒙古軍を追つて別府の塙原、更に鳥飼潟の塩屋に至つたのである。竹崎季長主従が住吉神社の前→(赤坂)→別府の塙原→鳥飼潟の塩屋ととった行路を考えるに赤坂の東(手前)の地より別府の塙原、



明治時代の初め頃の福岡城の西南隅の景色と大濠。現在の福岡市立美術館に隣接する場所である。現在、高さがほとんど感じられない同地でも、当時は、大濠の水面上にかなり高い崖で聳えている様子である。現在でも見上げるような地形である天守台、本丸、南の丸の南側の当時の地形は急斜面の崖の上に高く屹立していた状態であったことが想像される。大濠は広々と大海のように広がつて見える。

図説 福岡県の歩み タ刊フクニチ新聞社 より

鳥飼潟に至るには赤坂、現福岡城跡の丘陵を越えなければならないが、この丘陵を越える場合、この丘陵の北側に廻つて、つまり丘陵の先端の海岸沿いに行路をとったとは蒙古軍を追つ駆けた状態から考えられない。この丘陵をそのまま越えたとも考えられない。即ち、別府の塚原、鳥飼潟の方に逃げる蒙古軍を追つ駆けるには福岡城の丘陵の南側（現在の国体道路に沿う交通路）を通ったと考えるのが最も妥当であろう。文永の役では竹崎季長主従は全員騎馬であり、福岡城の南と桜坂の丘陵地帯との間には、竹崎季長主従が騎馬で通行することができるような交通路が開けていたと考えられる。即ち、福岡城が所在する丘陵地帯とその南の桜坂の丘陵地帯とは尾根つづきの山でつづいていたのではなく、その間には谷があり、鞍部状になっていて交通路が開けていたと考えられる。江戸時代の地図をみればこの地から六本松を通る道路を太閤道と記載している<sup>24)</sup>。豊臣秀吉の頃、つまり福岡城の築城以前から唐津方面との交通路がここであったことを物語っているのである。この地が桜坂一帯から福岡城跡の丘陵地まで山つづきであったとするならばここに交通路が開ける筈がないであろう。従って、福岡城の南とその南にある桜坂の丘陵との間は少なくとも山つづきではなく鞍部状になった谷の状態で、丘陵が途絶えた地形であったと思われる。

以上①、②、③、④から福岡城のあった丘陵地の地形を考慮すると、福岡城の西側は広い入江が博多湾からはいり込み、東側も海岸線がかなり内側、南側へはいり込み、海へ島状につき出した大きな半島であったと考えられる。また、この半島は現在の福岡城跡の地形から考えると南側は桜坂方面からの丘陵が一端途切れでかなり急な崖状の急斜面の上に現在の天守台跡、本丸跡、南の丸跡の高所を中心とした地が屹立した状態であり、西側は入り江に面した汀線から平地が若干存在した後に急斜面の崖があり、その上に天守台跡、本丸跡、南の丸跡の高所が屹立していた。北側は天守台跡、本丸跡の高所から北の海に向かって階段状に徐々に下がった地形で微高地の地形で海に面していたのである。東側は天守台跡や本丸跡の高所から階段状に徐々に東に向かって下がった地形であり、また、翼状の地形で東の丸跡から裁判所の敷地が存在する東端の地まで微高地の地形が伸びていたようであり、この微高地の南側は低地が東端の微高地の東側から湾入する形で廻り込んだ地形であったと考えられる。このような形状をした島状の海につき出た半島の範囲は現在の福岡城跡の範囲とほぼ同じであったと考えることができる。

## (5) 博多警固所の祭神の所在地

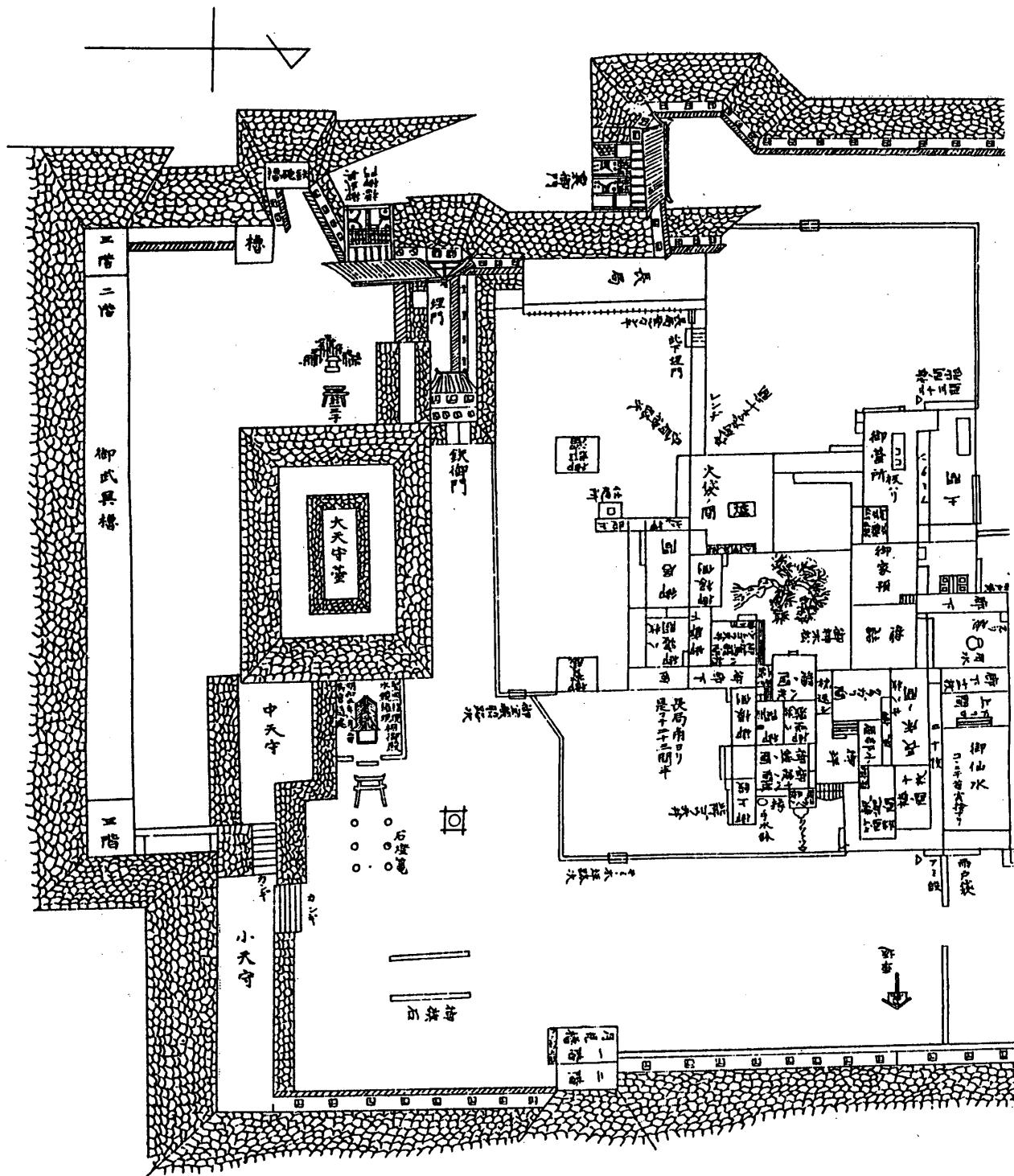
博多警固所は以上のような地形をしていた福岡城跡の何処に所在したのであろうか。警固大明神は博多警固所の祭神である。その警固大明神の所在地について、貝原益軒の筑前國續風土記は次のように記している。

### 警固大明神

警固の神社、始は福崎の山上にあり。今この城の本丸の地なり。社の左に古藤あり。警固藤と云。今も本丸にあり。筑前中納言秀次奉行口羽又兵衛回交記曰、福崎山那珂郡警固村ニ屬ス。警固大明神社有云々。神前有紫藤愛木ナリ、名警固藤、神殿左ニアリ。警固の社の有し南に、若一王子の社あり。是も今に本丸にあり。是警固明神の末社也。慶長六年、長政公福岡の城を築き給はんとて經營ありし時、警固の社を、しばらく下警固村の山上に移し玉ふ。・・・<sup>25)</sup>

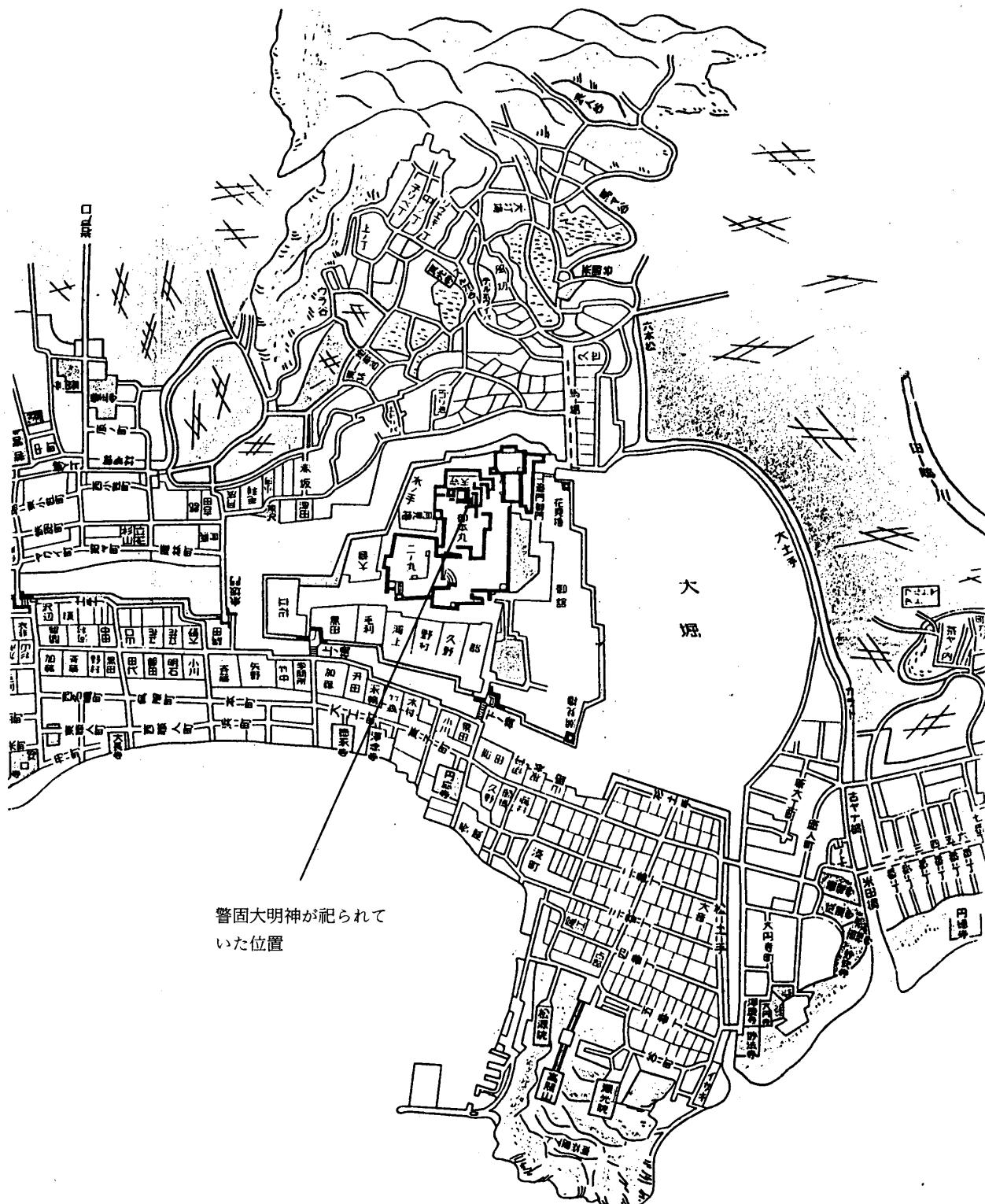
警固神社は福岡城が築かれる以前は福崎の山上に所在していた。現在の福岡城の本丸の地にあたる位置である。しかし、警固神社は黒田長政が福岡城を築く時に福崎の山上から下警固村の山上に移し、更にこれは現在の天神の南側の現在の地に移された。警固神社は本来は福岡城の本丸のどこの位置にあったのであろうか。

警固大明神の神殿の左に古藤があつて警固藤と称されていた。その警固藤は警固大明神を移した後もそのまま本丸に残されて貝原益軒が筑前國續風土記を著した頃も残っていたらしい。ただ現在福岡城の本丸の地には警固藤は残っていないので、警固藤から警固大明神が鎮座していた神殿の位置は推定できない。しかし、「警固の社の有し南に若一王子の社あり。是も今に本丸にあり。」と、警固大明神の社殿の南に「若一王子」の社殿があり、この若一王子の社殿は警固大明神が他の場所に移された後もそのまま残されて本丸にあったと記されている。「若一王子」は警固大明神の末社であるという。現在の福岡城跡には若一王子は残っていない。福岡城の古図に「福岡城本丸之図」がある。その「福岡城本丸之図」に警固大明神の社殿が移された後もそのまま本丸に残されたとされている若一王子の社殿が記載されていないか検索してみると、天守台の石垣の西の直下の位置に若一王子が明瞭に記されている。ただし、筑前國續風土記に今も本丸にありと記されている警固大明神の社殿の左にあったという警固藤はみえない。ともあれ、若一王子の社殿が福岡城の本丸の古図の「福岡城本丸之図」に記載されているのは幸である。「警固の社の有し南に若一王子の社あり」と記された記述からすれば、警固大明神は若一王子の社殿の北に存在していたことになる。博多警固所の祭神である警固大明神とその末社の若一王子とは天守台の石垣の西の直下に北から警固大明神とその南に若一王子と並んで祀られていたのである。博多警固所の祭神である警固大明神が博多警固所の内で祀られていた位置は福岡城の内で以上のように確認できた位置であったのである。



福岡城本丸之図

大天守台の石垣の西直下に若一王子が祀られているのがわかる。警  
固大明神はこの若一王子の社殿の北側（左側）に所在していた。



福岡城の全体図  
博多警固所の祭神である警固大明神は福岡城の西南隅に近い高所に  
祀られていたことがわかる。

博多警固所の祭神である警固大明神が祀られていた位置は福岡城の本丸の内で天守台の石垣の西の直下に位置し、博多警固所が所在した当時の地形を推察するに博多警固所や鴻臚館の施設が存在した福岡城跡の地の最も高所に近い位置の地に存在しているのである。また、福岡城跡の地の内ではかなり西南に片寄った地に存在しているのである。

警固大明が博多警固所の祭神であるからにはその祭神を祀った場所が博多警固所の郭内に於いても枢要な場所であることは言う迄もないであろう。従って、警固大明神が祀られていた福岡城跡の本丸の内の天守台を中心とした場所が博多警固所の枢要な場所であり、博多警固所の中心地であることは言う迄もないであろう。

博多警固所は博多津の警固、守りのために設置された施設である。その役割、機能は城としての性格でなければならない。博多警固所が設置された場所は城としての役割、機能を十分に果たす地でなければならない。黒田如水が優れた築城家として今に残る姫路城、大坂城、名護屋城等数多くの名城を築いたことは先に述べた。築城について格別な才能を有した黒田如水とその子長政が築城に適した地として選んだ福岡城の地と博多警固所の所在地が一致したのは当然であろう。更にまた、福岡城の本丸の天守台の地と博多警固所の中枢部が全く一致したのはそれが城であり、城の構造、機能からして当然であろう。

刀伊が博多津を侵攻しようとした時、博多警固所を襲ったことは先にみた。現在展望台としての施設が設けられている福岡城の天守台の地から能古島を眺めると大気が汚染されている現在でも能古島を驚く程すぐ近くに見ることができる。能古島の人家の一つ一つを手にとるように明瞭に見ることができるのである。また、西から東の端まで博多湾全体を完全に眼下に収めることができる。城としての機能の一つは眺望がきくことである。この条件では福岡城跡の地は博多湾、博多津を眺望できる最も適地であろう。大気が清澄であった昔はもっと眺望がきいたことは当然であろう。能古島からも福岡城跡が所在している丘陵ははっきりと目視できる。また、福岡城跡のある丘陵は戦に慣れた北方民族の刀伊からすれば明らかに城塞を構えるのに適した大変特徴のある地形として望み見ることができたであろう。刀伊が博多警固所を博多津に侵攻する前に焼き払おうと襲ったのは能古島を占拠していた刀伊が博多警固所の建物、その他の構造物を目視できていたからであろう。現在、博多警固所の遺構は全く遺っていない。建物は勿論、その礎石も、土塁も石垣も全く遺されていない。福岡城の築城によって完膚無きまで博多警固所の遺構は破壊されてしまったようである。

現在、博多警固所の所在地については江戸時代の地誌を除くとほとんど考察されていない。冒頭に紹介したように西谷 正氏は「(博多) 警固所の遺跡は、市街地の中に埋没していると思われる」と考えられているようであり<sup>26)</sup>、これは博多警固所の位置を全く誤解されてしまっているようである。博多警固所の所在地は福岡城跡の本丸の高所を枢要な地として存在しているのである。市街地の中に埋没する筈がないのである。亀井明徳氏は博多警固所の所在地を現在福岡地方裁判所等の敷地となっている福岡城跡内の東の微高地の位置に求められている<sup>27)</sup>。この地の広さはほぼ方1町程である。亀井明徳氏が博多警固所の位置をこの地に比定されたことについては別の項で論評しているのでこここの項では省くこととする。博多警固所の所在地は亀井明徳氏が論じられているようなこの狭小の地だけでないことは警固大明神の所在地、博多警固所の役割、機能からして明らかである。その他に中山平次郎氏が博多警固所の所在地について論じられている。中山平次郎氏が博多警固所の所在地について論じられている文を少し長くなるが紹介する。「警固所は早良郡内か或は早良那珂両郡界の辺にあったと見ねばならぬ。然るに早良郡内にはそれと指定すべき要地なく、那珂郡との境内には後に文永十一年(1274)の蒙古初度の襲来に際して、再び外敵の侵入を阻止した我國民の記念すべき要害の山地があり、恰も其一部に警固の地名が残って居る警固所が福岡城方面の山地の所にあったのは確実といはねばならぬ。」<sup>28)</sup>と論じられている。蓋し卓見であろう。中山平次郎氏は福岡城方面の山地にあると推定されたが、博多警固所は正しく福岡城跡の天守台、本丸の高所を中心にして存在していたのである。

## (6) 博多警固所の範囲

博多警固所は福岡城と同様に天守台や本丸が所在する高所が中枢部であり、これを中心として構築されていた。そして博多警固所は如何程の規模の範囲で所在していたのであろうか。

博多警固所の役割について少し具体的にみてみよう。

### ① 警固所解 申請申文事

言上 新來唐船壹隻子細狀

右、件唐船、今日酉時、筑前國那珂郡博多津志賀島前海到來者、任先例、子細言上如件、以解

長治二年八月廿日

鎌取田口吉任

本司兼監代百濟惟助<sup>29)</sup>

長治2（1105）年8月20日、宋の泉州の李充の船が博多に来航せんとして、志賀島の前海に到来した時に博多警固所が「言上 新來唐船壹隻子細状」と、李充の船が到来してきたこと等を直ちに大宰府に報告している報告書である。博多警固所の役割は博多津の警固、守りであり、従って、博多警固所は博多津に来航して来る船舶については当然その船舶を臨検、調査し、船舶の来航を大宰府に報告するのが職務であったであろう。この報告書は博多警固所のそのような活動の例を物語るものである。博多警固所が船舶の来航等にあたって以上のような活動をおこなっていることは当然博多警固所には多数の警固船が配置されていたことを物語っている。

② 肥前国高来郡肥最崎警固所が警固の活動について肥前国を通じて大宰府に報告した報告書の内容に以下の記述がみられる。

管高來郡肥最崎警固所今月五日解狀同月十日亥刻到來云、今月四日如本三尅、件船飛帆自南海俄走來、警調兵士等以十二艘追船、留肥最崎港鳴浦<sup>30)</sup>

「伴船飛帆自南海俄走來、警調兵士等以十二艘追船」と、正体不明な船舶が航行しているような時、警調の兵士が乗船した12艘の警固船で正体不明の船舶を追つ駆けて停船させ、港に連行している。これは肥前国の肥最崎の警固所の活動であるが、博多警固所でも同様な活動を行ったであろう。博多警固所の前身である鴻臚館が武装を強化して博多警固所が成立した所以は、貞觀11年6月新羅の海賊船が博多津に来寇して豊前国の貢綿船を掠奪したためであるが、その時の「発兵追之」とは船を発して新羅の賊船を追ったということであり、博多津の警固、守りには船楫が使用され、船楫が備えられていたことは言う迄もないであろう。

③ 更に大宰府が天平寶字3（759）年3月、府官の所見として申したことは辺境の戍りのために「於博多大津及壹岐對馬等要害之處、可置船一百隻以上、以備不虞」<sup>31)</sup>であり、新羅に対する辺境の守りのためには博多大津に壹岐、対馬と合せて一百隻以上の船を置くべきであるとしているのである。このことは3箇所で一百隻の船を備えるべきであるとするからにはそれ以前不足する数であるとは言え、警固、守りの備えのために船楫が配置されていたことを物語っているであろう。そしてこのような辺境の守りのための船楫は言う迄もなく博多警固所の所轄にあたるとすることができるであろう。

以上①、②、③にみられるように博多警固所の警固、守りについては兵士のみではなく、船舶が大きな役割を果たしていたものと考えられる。従って、博多警固所には警固用の船舶が多数備えてあり、そうした船舶を保管、繫留する船溜り等の港湾施設が博多警固所に存在していたであろう。そしてこれらの港湾施設は博多警固所のいずれかの海岸に設けられていた筈であり、地形的には島状の半島の北の前海、西側の入り江、東部の湾入部のいずれも船舶の停泊、繫留に適した地であろう。

西側の入り江は從来、北西の季節風が真正面に当り船舶の停泊には適さないとされている。しかし、博多警固所の祭神である警固大明神が福岡城跡の天守台が存在している高所の西側に入江に面して祀られていること、その位置から入り江をみて頂度正面にかつて鳥飼八幡宮が祀られていたこと。鳥飼八幡宮の伝承は神功皇后の新羅との交渉つまり朝鮮半島との交通を物語るものであり、また、祭神に鳥飼氏の始祖を祀っているといわれ、鳥飼部は渡來系の人々である。このような渡來系の人々の存在はこの地と朝鮮半島との密接なつながりがあることを物語っている。また、地形的には大濠として遺された入り江は当時でも発達していた砂洲で現在の西公園と結び砂嘴が形成されていたと思われる。大濠の入り江を囲んで伸びたこの砂嘴の当時博多湾に面した海岸線は後の蒙古襲来の時に築かれた石築地の位置とほぼ同じ現在の中央区地行の海岸線と埋め立てられる前の西公園の中央区伊崎の海岸線とを結ぶ線とほぼ同じであり、砂洲の入り江に面した内側の海岸は現在裏通りとなっているが、江戸時代の唐津街道の通筋である中央区地行西町の通りより少し大濠よりの地の線であると推定される。地行西町の通りは砂洲の最も高い位置に作られた通りであるようでは海拔高度はかなり高くなっている。当時の砂嘴が大変発達していた地形がよくわかる。博多湾に面して築かれていた石築地のラインと地行西町の通りの少し南側のラインとの間が当時の西公園を先端とした砂嘴である。幅は五百メートル以上もある砂洲と砂嘴が大変発達していたことがわかる<sup>32)</sup>。また、地行西町の通りの大濠よりの地、即ち、入り江の内側に面した地は通りと3m前後の落差があり、砂洲が発達の様子を示している。博多大津が存在する博多湾自体が北に開いた湾であるにもかかわらず発達した砂洲の御陰で博多大津は港湾としては大変発達した。その博多湾の内側に在って、それと全く同じように発達した砂洲で囲まれた福岡城跡の半島の西側の入り江は港湾として、船舶の停泊地として決して不適当であるとは一概には言えないであろう。

ただ船舶の停泊には福岡城跡が所在する半島の東部の湾入部が最も適地であることは言う迄もないであろう。その

周辺部には古小鳥神社が存在したり、若宮神社が存在したり、容見天神の古宮跡が存在していることがそのことを物語っているであろう。古小鳥神社は以前は薬院の下屋敷町のあたりにあったといい、古小鳥神社の祭神は警固大明神の母であるという。若宮神社の祭神は海神の女豊玉姫であり、住吉の母神であるという。住吉神社の祭神は「表筒男命、中筒男命、底筒男命」であり、異国を討つ時に神力を添えさせ、船の先峰と成る神であり、海路をすみやかにするための神であるという。このような神社が博多警固所と密接なつながりがあることは言う迄もないであろう。また、水鏡天満宮は現在天神に所在し、天神の地名の起源となっているが、慶長17年、黒田長政が福岡の城下町を築く時に今の場所に移したものであり、以前は薬院庄村に、先の若宮神社の南100m程の地に存在していた。現在民家の一角にその遺構を示す碑が建てられている<sup>33)</sup>。菅原道真が大宰府に左遷された時上陸したとの伝説の地である。この頃の博多津と大宰府の交通路の在り方を物語る伝承の一つと考えることができるであろう。博多大津の上陸地がこの地の近くに存在していたことを物語っているであろう。

話を元に戻すが、博多警固所の役割、機能である博多津の警固、守りについて船楫が重要な役割を占めていることはみたとおりである。従って、博多警固所が海岸に面した地に船楫の維持、管理や繫留の施設を備えていたことは当然である。そしてこのような施設は当然海岸の汀線に設置されることからして博多警固所の範囲は福岡城跡が所在した地の、ただ単に半島状の地の一部に限られて存在しているのではなく、島状の高所から西側の入り江、前海=北側の海岸、東側の入り江状の海岸まで半島全体に広がって存在しているのである。中山平次郎氏は博多警固所の所在地を「福岡城方面の山地の所にあった」と推定されたが、福岡城が所在していた地の半島全体と海岸が実は博多警固所の範囲である。福岡城跡が存在している範囲はほぼ南に狭く北の海に面している部分が広がっている台形状の地であり、南北600m、東西1km、面積26.4万m<sup>2</sup>に及ぶ地である。博多警固所の施設の広がっている地は少なくとも南北も東西も半島状の福岡城跡の範囲ほぼ全てを占めているといつてもいいであろう。

鴻臚館及び博多警固所に配置された選士、夷俘等の配置の状態をみてみよう。

- ① 天長3(826)年12月3日 例番の選士100人を鴻臚館に置く。
- ② 貞觀11(869)年12月5日 大宰府、夷俘200人を配置する。
- ③ ニ 12月25日 統領1人・選士40人、甲冑40具を鴻臚館に配置する。更に先の天長3年に配置した例番の選士100人の他に、統領2人・選士100人を鴻臚館に置く。
- ④ 貞觀12(870)年正月15日 大宰府の甲冑110具を鴻臚館に遷置する。
- ⑤ 寛平7(895)年3月13日 博多警固所に夷俘50人を加置く。
- ⑥ (延喜式) 927年頃 大宰府定額の兵馬20疋のうち10疋、牧馬10疋を鴻臚館に分置する。

博多警固所は鴻臚館の博多大津についての警固、守りの役割、機能を引き継ぎ独立して成立した施設であることは先に述べた。従って、鴻臚館に置かれた博多津の警固、役割の部門は博多警固所に引き継がれたと考えができる。鴻臚館と博多警固所の役割、機能の以上のような継続した関係を念頭に置いて鴻臚館、博多警固所に配置された選士、夷俘、甲冑等の数は、夷俘が貞觀11年200人、寛平7年50人の計250人、選士が天長3年100人、貞觀11年40人、同年更に増員して100人、の計240人、甲冑が貞觀11年40具、貞觀12年110具の計150具である。また、延喜式の規定によれば大宰府定額の兵馬20疋のうち、10疋、牧馬10疋を鴻臚館に分置した。夷俘250人、選士240人・統領3(4)人、甲冑150具、兵馬10疋・牧馬10疋が鴻臚館と博多警固所に配置されているのである。

大宰府は天長3年12月、それまでの兵士に代えて選士を置くことにした。選士は大宰府に400人を置き、その400人を100人ずつ分番させることにした。大宰府の選士の定員は400人であり、実際の勤務にあたるのはその400人を4つに分番せしめるために100人だけである。従って、大宰府に置かれた選士100人は実動員の全員にあたる。この大宰府の実動員の全ての選士100人は鴻臚館に配置されているのである。このことからして大宰府が鴻臚館(後にこの役割は博多警固所が成立するとこれに引き継がれるが)の警固、守りの役割を如何に重視しているか明らかであろう。話が飛んだが、話を元に戻すと、選士は大宰府の実動の定員の全てを鴻臚館(後に博多警固所)に配置しているのである。このような選士、夷俘のための施設はかなりの規模であろう。こうした選士、夷俘のための施設が博多警固所内に設置されているのである。福岡城跡内の博多警固所の域内にこれらの施設が設置されていたのである。その他甲冑150具が博多警固所に置かれた。当然これは兵庫の施設が存在したことを示す。博多警固所には以上のように夷俘、選士等大量の兵士、人員やそのための施設やその他種々の施設が配置され、また、船舶が備えられていた。従って、博多警固所の範囲は福岡城跡の一部ではなく、同城跡のほぼ全域に及んだであろうことは先に述べたとおりである。

ところで、博多警固所については亀井明徳の論があることを先に紹介していたが、同氏は「鴻臚中島館」が博多警固所の前身であり、鴻臚中島館は福岡城跡の方1町程の裁判所の敷地に存在していたと論じられている<sup>34)</sup>。福岡城跡内の裁判所の敷地は福岡城跡の本丸、2の丸につづく東の丸の丘陵との間に幅200m程の谷を隔てて存在する独

立した微高地である。亀井明徳氏は裁判所の敷地の地形について「(裁判所の敷地の西側に) 自然谷地形((断層線谷))を形成していたことが判明した。・・・即ち築城前、この自然谷に海水が侵入していたことを示している。・・・このように本丸のある城内と福岡高裁の地点とは本来自然谷によって切斷された別の地形であり、・・・(裁判所の敷地は) 本来島として独立した地形である。」とされ、博多警固所の前身は「鴻臚中島館」であり、「中島館」という名称から、先に述べた鴻臚館の敷地と推定された地の東の「自然谷を隔てた東側の島に想定する」と、福岡城跡内の現在の裁判所の敷地の方1町程の微高地が博多警固所の所在地であると論じられている。

博多警固所の所在地について、博多警固所の祭神である警固大明神の所在地を明らかにすることによってその枢要部が何処であるかを明らかにし、更に役割、機能の面から博多警固所の範囲を明からにしてきた。博多警固所の祭神である警固大明神は福岡城跡内の本丸の天守台直下の高所に所在し、福岡城跡が所在する島状の独立した丘陵の最も高所に位置している。また、この地は現在の裁判所が所在する福岡城跡の敷地の最東端の地と全く反対側の最西南端の地に所在している。博多警固所は単に福岡城跡内の現在の裁判所の敷地の方1町程の微高地のみに想定するには余りにもその機能と規模は先にみたように膨大である。博多警固所は福岡城内の現裁判所の敷地の方1町程の微高地に存在していたのではなく、この地を含めて福岡城跡内の全範囲に所在しており、また、博多警固所の枢要部は福岡城跡の本丸が位置する高所に所在しているのである。

尚、福岡城跡の現在の裁判所が所在する地が独立丘状の微高地であることは確かである。但し、「築城前、この自然谷に海水が侵入していたことを示している。・・・本来島として独立した地形である」と、論じられ、裁判所が所在する微高地と福岡城跡の本丸、二の丸と続く丘陵地との間に築城前恰も入り江が存在していたかのような表現がある。事実、はかた学Ⅰ 鴻臚館の時代 の挿絵の鴻臚館想定地の図には御丁寧にも「入江跡」が描かれている<sup>35)</sup>。この記述は福岡城跡内の現在の裁判所の所在する地が福岡城築城前、独立丘陵で島状であり、この地を鴻臚中島館の地と想定するために、この地の西に恰も入り江が存在していたかのように表現されたのであろう。それをうけて はかた学Ⅰ 鴻臚館の時代 の挿絵の鴻臚館想定地の図にも「入江跡」を記入されてしまったのであろう。ところで、この地に海水が侵入して入り江があった、と記述されている根拠の、福岡県教育委員会の調査報告書である「史跡福岡城跡発掘調査概報」に記載されているこの地に海水が侵入していたと記述されている部分は、原文をそのまま記すと「高裁東半と本丸の丘の東端であるパレーコートとの間には幅約200mの広い谷があった。そこには一面に海砂が堆積し、一部分は陸化した後の堆積もあったらしい。そして、もっとも深いところは海拔3m位であったと思われる。」と記されている。この文の記述からすると、福岡城を築城する前の入り江状の地の最も低い地でもその海拔は3mであり、現在の海岸部の住宅地の海拔とほぼ同じであり、この地が築城前に入り江であったことはない。本来この地が島であったと推定されている時期は有史以前である。海砂が堆積している、即ち、海水が侵入している入り江であったとされている時期は有史以前の地形を表現されているのである。恰も福岡城築城の直前まで入り江であり、鴻臚館、博多警固所の時代には入り江が所在していて裁判所の敷地は島であった、と表現するのは誤解を招くような表現である。福岡城跡東端の現在裁判所の敷地である微高地が独立丘陵の島状であることからこの地を鴻臚中島館の所在した地であるとされ、この鴻臚中島館を鴻臚館と別とし、更に博多警固所の前身であるとされることにより、この地を博多警固所の所在地であるとされたのであるが、この地のみが博多警固所の所在地であるとするには随分と無理があり、また、論理的にも誤解を招く無理な説明となっているのである。更に別項の「鴻臚館考」で証明するように鴻臚中島館は直接的には博多警固所の前身ではなく、鴻臚館のことを鴻臚中島館と称しているのである。即ち、鴻臚中島館とは鴻臚館そのもののことであるのである。

## おわりに

貞観11年、新羅の海賊船が博多大津に侵入し、豊前国の年貢の絹綿を掠奪して逃走したことや、大宰府の廳樓や兵庫に大鳥の怪異があり新羅の兵寇の萌がみられたことを切掛に大宰府は博多大津の警固、守りの強化を図り、大量の選士、夷俘、甲冑等を鴻臚館に配置し、また、武門の誉高い坂上氏一族の瀧守を勅遣してその任に当らせた。坂上瀧守は鴻臚館の武装の強化を進め、その後、博多警固所が成立した。博多大津の警固、守りのために初めは鴻臚館に選士、夷俘、甲冑等の配備がおこなわれ、その後、これらが鴻臚館から分離して博多警固所の成立となった。

寛平7年に博多警固所に配置された夷俘50人は「加置博多警固所」とあり、貞観11年に鴻臚館に配置された夷俘200人に「加置」れて配置されたものであり、博多警固所の成立後、博多警固所に加置かれた夷俘は鴻臚館の夷俘に引き継いで配置されたものであり、博多警固所が鴻臚館の武装部門、博多大津の警固、守りの部門をそのまま引き継いでいることを物語っている。このことはまた、博多警固所の施設も鴻臚館の施設をそのまま引き継ぎ博多警固所と

鴻臚館は一体であることを示している。鴻臚館と博多警固所は明確に分離された区画の施設として区分されていたのではなく渾然とした施設の在り方であったのであろう。

延喜式に以下のことが規定されている。

凡大宰府定額兵馬廿疋之内十疋・牧馬十疋、竝分置鴻臚館、備急速之儲<sup>36)</sup>

「備急速之儲」ために鴻臚館に大宰府定額の兵馬20疋の内の半分10疋と牧馬10疋を配しているのである。「備急速之儲」とは博多大津の緊急の事態に備えるためということであり、博多大津の警固、守りのためである。博多大津の警固、守りは本来的には博多警固所が成立すると、博多警固所の役割である。しかし、博多大津の緊急の事態に備えるための対策の一つとして大宰府定額の兵馬10疋と牧馬10疋が鴻臚館に配置されているのである。博多警固所は鴻臚館の博多大津の警固、守りの部門を鴻臚館から分離して成立した。博多警固所の初見は寛平7年である。それからおよそ30年後に規定されている延喜式で博多大津の警固、守りのために大宰府定額の兵馬10疋と牧馬10疋が博多警固所ではなく、鴻臚館に配置されているのである。このことは博多警固所が成立してからも、博多大津の警固、守りの役割を鴻臚館と博多警固所が重複して担っていることを示している。即ち、博多警固所が鴻臚館から分離して成立した後も以前として博多警固所の機能、役割は鴻臚館と重複しているのである。鴻臚館と博多警固所は組織として明確な分離がなされていないのである。

何故にかかる現象が起きたのであろうか。鴻臚館と博多警固所は機能、役割的には分離したのであろう。しかし、鴻臚館と博多警固所の分離は博多警固所が鴻臚館の博多大津の警固、守りの部門、機能を独立させる形で成立し、また、博多警固所が鴻臚館の警固、守りの役割を引継ぐことでおこなわれたため、両者は同一地内に所在し、厳密には両者の役割、機能が明確には分離しえなかつたのであろう。つまり、鴻臚館と博多警固所は同一地内に所在していたため、博多警固所が鴻臚館から分離して成立した後も両者の役割、機能で重複する部分がまま存在したのであろう。従来、鴻臚館と博多警固所は全く別の機関であると見えられ、また、両者の所在地もそれぞれ別々であると考えられてきた。しかし、以上みてきたように鴻臚館と博多警固所とは全く別々の機関ではなく、共通し、重複する機能役割を有する機関である。そしてそれは博多警固所が鴻臚館から分離して成立し、同一地内に所在するという関係から生じたものであろう。

また、博多警固所の祭神である警固大明神を祀った場所を明らかにしたが、警固大明神が祀られた場所は福岡城跡の西南に片寄った地で最高所に存在している。福岡城跡の天守台の西側の石垣の直下で本丸の高所であり、当時の島状の半島であった地の高所であり、この地が博多警固所の枢要部であったと考えることができる。博多警固所の博多大津の警固、守りの役割からして当然であろう。博多警固所は城としての機能を有していたのであるから島状の半島の高所に枢要部を設けたのは当然であろう。また、この地を中心として島状の半島全域に、後の福岡城跡の全範囲に及ぶが、この地域に龜大な選土、夷俘等の兵とその施設、船舶とその施設、人員等が配置されていた。博多警固所の所在地と從来論じられていた場所の一つに福岡城跡の東端の裁判所の方1町程の敷地があるが、博多警固所の龜大な選土、夷俘等の兵、船楫がこの狭い地と収容し切れるものでないことは明らかであり、また、博多警固所の城としての機能からしても地形的にこの地のみに限って博多警固所が存在することはあり得えない論であることを明らかにした。また、鴻臚館の在り方についても同様であり、鴻臚館と博多警固所の施設が明確に区分されずに渾然として存在していることや、博多警固所の枢要部が島状の半島の高所に存在することから考えると鴻臚館の在り方についても博多警固所の在り方と同様に福岡城跡全体に広がって分布していることは明らかであろう。鴻臚館の現在の研究状況は別稿で述べるように誤りがかなりあり、今一度現在の鴻臚館の論についても考察し直す必要があるであろう。

## 注

- 1) 貝原益軒 筑前國續風土記 卷3 警固大明神
- 2) 日本三代實錄 貞觀11年6月15日条
- 3) 日本三代實錄 貞觀11年12月14日条
- 4) 日本三代實錄 貞觀11年12月14日条
- 5) 日本三代實錄 貞觀11年12月5日条
- 6) 類聚三代格 天長3年12月3日 太政官符
- 7) 注4)
- 8) 日本三代實錄 貞觀11年12月13日条
- 9) 日本三代實錄 貞觀11年12月28日条
- 10) 日本三代實錄 貞觀12年正月15日条

- 11) 日本三代實錄 貞觀15年12月17日条
- 12) 類聚三代格 寛平7年3月13日 太政官符
- 13) 刀伊の入寇の被害一覧注2参照。
- 14) 刀伊の入寇の被害一覧注5参照。
- 15) 小右記 寛仁3年4月25日
- 16) 小右記 寛仁3年4月18日
- 17) 朝野群載 寛仁3年4月16日 大宰府解
- 18) 蒙古襲来絵詞 詞1
- 19) 蒙古襲来絵詞 詞4
- 20) 筑前國續風土記 卷3 福岡城
- 21) 筑前國續風土記 卷3 福岡城
- 22) 福岡県の歴史 竹内理三編 文画堂 205頁, はかた学1 鴻臚館の時代 朝日新聞福岡総局編 30頁, 亀井明徳氏 日本貿易陶磁史の研究 同朋社 146頁, 福岡城跡IV -内堀調査の報告- 福岡市埋蔵文化財調査報告書 第237集 福岡市教育委員会
- 23) 蒙古襲来絵詞 詞4
- 24) 三奈木黒田家所蔵 文化九年福岡城下町図
- 25) 筑前國續風土記 卷3 福岡城
- 26) 西谷正氏 特輯『大宰府鴻臚館をめぐる諸問題』に寄せて 古代文化42号
- 27) 亀井明徳氏 日本貿易陶磁史の研究 145頁, 147頁
- 28) 中山平次郎氏 古代の博多 32頁, 34頁
- 29) 朝野群載 長治2年8月20日 大宰府解
- 30) 本朝世紀 天慶8年7月26日 大宰府解
- 31) 續日本紀 天平寶字3年3月24日
- 32) 鴻臚館時代の海岸線については下山正一氏の研究がある 「九州文化シンポジウム」 10~11頁所収。福岡城跡が所在する島状の半島の周辺の海岸線は同氏の復原図と多少異なるのではなかろうか。福岡城跡が存在する島状の半島の西側に位置する大濠の海岸線は鴻臚館の時代と鎌倉時代の蒙古襲来の頃とはそう大きくは変わっていないのではなかろうか。そうであるとすれば鎌倉時代の蒙古襲来頃の海岸線とほぼ同じ線であると考えることができよう。蒙古襲来時の博多湾に面した海岸線はその時築かれた石築地の跡である。地行, 唐人町, 荒戸町, 伊崎, 西公園を結ぶ線が石築地の築かれていた線であり, 下山正一氏が考察された海岸線よりずっと現在の博多湾の汀線に近い線である。また, 当時の入江の大濠に面した汀線は地行, 唐人町を結ぶ西町通りのすぐ南側の線がそうであり, 下山正一氏が考えられている汀線よりもずっと南寄りである。そして南側のこの線と石築地が築かれた博多湾に面した線の間には大きな砂州が発達し, 西公園を最先端とする砂嘴が発達していたと考えることができる。大濠は西公園を先端とする砂嘴で囲まれた入江と想像することができる。下山正一氏の鴻臚館時代のこの地の海岸線は砂州が描かれているが, 西公園とはつながっておらず, 砂州は途中で途切れた状態とされている。地行西町の通りの後側の通り, 即ち, 南側の通りに沿った北側の住宅は前に堀車庫を堀ったり, 敷地を石垣等のかなり高い擁壁で組んでおり, 砂州が高く発達していたことがみてとれる。この砂州の状態からすれば地行地域と西公園は砂州で繋っていた砂嘴であったと思われる。
- 33) 江戸時代の古地図には天神跡という地名が若宮神社の後方に記されている。この地が本来の容見天神跡であり, 現在福岡市中央区薬院3丁目の松井氏宅にそれに関連した碑が建立されている。
- 34) 亀井明徳氏 前掲書 147頁
- 35) はかた学I 鴻臚館の時代 朝日新聞福岡総局編 33頁
- 36) 延喜式28兵部省